1 都市行財政制度について

- 1.「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (第8次一括法)に基づき、基礎自治体への権限移譲がさらに進み、今後も「提案募集方式」の導 入による地方の発意に根ざした改革が進められるが、なお一層の権限移譲を図るとともに、権限移 譲にあたっては、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保 を図り、真の改革を強力に推進すること。
- 2. 地方版総合戦略を着実に実行するため次の措置を講じること。
- (1) まち・ひと・しごと創生事業費については、各自治体が地域の実情に応じたきめ細かな施策を進めることができるよう拡充を図ること。
- (2) 地方創生推進交付金については、自治体の実情に応じた自由度が高く使いやすい制度とするとともに、地方の創意工夫・意見が十分に発揮できるよう必要かつ安定的な財源を確保すること。
- 3. 地方の一般財源総額の確保に基づき、地方財政の運営上支障が生じないよう行われている措置については今後も継続するとともに、次の措置を講じること。
- (1) 国と地方の事務配分を踏まえ、税源の偏在性が少ない地方消費税を基本に国から地方への更なる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図ること。
- (2) 地方創生に向けた取組や年々増大する社会保障経費などの財政需要を的確に反映させるなど、地 方財政計画の適正化を図った上で、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、全ての自治 体が安定的な財政運営を行えるよう、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を継続し、臨時財 政対策債によることなく地方交付税総額の安定的確保を図ること。また、国が主導する施策につい ては、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
- (3) 基準財政需要額の算定方法に当たっては、都市の財政需要を適切に反映するとともに、地方交付税の算定過程を明確にすること。また、本来の地方における財源保障機能を低下させるような政策誘導的な項目を算入することのないよう配慮すること。さらに、引き続き基金残高の増加を理由とする地方交付税の削減を行わないこと。
- (4) 普通交付税の基準財政需要額における消防費の個別算定経費については、密度補正係数及び態容補正係数を実態に合致する数値に改めるとともに、非常備消防における消防団員実数を用いた補正係数の新設及び消防団員出勤手当の基礎金額の増額を行うこと。
- 4. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還制度の対象範囲の拡大や、公債費負担における対象金利の引下げなどの改善を行った上で制度の再開を図ること。
- 5. ゴルフ場利用税(交付金)は、ゴルフ場関連道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策 など、所在市町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となって いることから現行制度を存続・堅持すること。
- 6. 医療機関が購入する医療機器や薬剤等については消費税が課税されているが、診療報酬は非課税 扱いとなっていることから、医療機関の損税負担となっている現状を改善すること。
- 7. 地方公共団体における附属機関の設置について、政令により設置が認められている国の規定に準じ、規則・規程等により特別事項を調査・審議する合議制の機関設置が可能となるよう地方自治法

を改正すること。

- 8. 社会保障・税番号制度の確実な運用のため情報提供ネットワークシステムの継続的なセキュリティの確保など厳格な個人情報保護対策を講じるとともに、システム改修等の経費についても必要な財政措置及び地域の意見を踏まえた制度活用を図ること。また、個人番号カードを活用した消費活性化策の円滑な実施を図ること。
- 9. 地域経済循環創造事業交付金の地方負担について、平成27年度までと同様に国においての100%の支援と補助額の上限を増額すること。
- 10. 地域手当については、国の支給基準が各地域の実情を必ずしも踏まえられていないことをはじめ 同手当の支給格差が給料の差となるため、非支給地においては、職員の新規採用において優秀な人 材確保に影響があることが否めず、自治体運営・地方創生を推進する上でも大きな課題となっている。現行の地域手当の制度は東京一極集中から脱却し地方創生を推進しようとする国の方針に逆行する制度であると考えられるため、生活圏や経済圏などの地域の結びつきの度合いや一体性等を考慮した、より広域な枠組み、例えば、都道府県単位で同率の支給率とするなど早急な検討を行うこと。
- 11. 過疎地域自立促進特別措置法について過疎地域の継続的な財政支援を確立するため、更なる期限延長の実施又は時限措置の恒久化を行うこと。また、過疎指定団体の増加に伴い、過疎対策事業債の予算総額を増額すること。
- 12. 防災拠点となる庁舎の建替えについて新たな交付金制度の創設等、地方財政への支援拡充を行うこと。特に、公共施設等適正管理推進事業債について、交付税措置率の引上げなど財政支援の拡充及び事業期間の延長を行うこと。
- 13. 個人番号カードの電子証明書(署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書)について、有効期間を個人番号カードと同じ10回目の誕生日とすること。また、暗号の危殆化を理由に不可能な場合は、電子証明書の更新及び電子証明書の復活登録に際し、マイナポータル経由及びコンビニなどのキオスク端末等経由での手続きが可能となるよう法改正及びシステム整備を図ること。さらに、個人番号カードの自動更新を図るとともに、同一個人番号カードでの電子証明書更新等の手続きにおいては、住民からの手数料を無料とし、自治体負担もないようにすること。
- 14. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和2年度に創設される会計年度任用職員制度について、地方自治体が適切に運用できるよう、新たに支給すべき期末手当や退職手当など制度の導入に伴い必要となる経費について適切な財政措置を講じること。

2 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

(近畿)

1. 医療保険制度の改革に当たっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において全ての国民を対象とする制度への一本化を図ること。

なお、制度の移行に当たっては、地方の意見が反映できる仕組みとするとともに、十分な準備期間を設け、保険者及び被保険者への速やかな情報提供を行うなど、自治体の負担軽減に十分配慮すること。また、国民健康保険の都道府県単位化により国保の財政運営の仕組みが変わることに伴い保険料負担が上昇する場合における激変緩和措置についても、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じること。

- 2. 国民健康保険制度の新たな制度下において次の措置を講じること。
- (1) 制度改正に伴うシステムの改修等に係る経費について、保険者及び被保険者に負担が生じないよう、実際の所要額に即した十分な財政措置を講じること。
- (2) 各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う療養給付費等国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成 30 年度からの廃止に留まらず、全ての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。さらに、こうした市町村単独事業の重要性や必要性に鑑み、全国一律の制度として早期に国において制度化するとともに、制度化実現までの間、十分な財政措置を講じること。
- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。
- (4) 保険基盤安定制度の更なる充実・強化を図るなど中低所得者層に対する負担軽減策を拡充すること。
- (5) 特定健診・保健指導負担金を実施に見合った基準単価に見直すとともに、令和元年 10 月からの消費税率引上げ分についても基準単価に反映すること。また、市町村が地域の実態に合わせて実施している追加検査項目を補助基準に加えること。
- (6) 国保財政の健全化及び保険料負担の平準化のため、国保財政安定化支援事業の恒久化を図るよう、 必要な財源を措置すること。
- (7) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、引き続き国費 3,400 億円の追加投入を確実に継続するとともに、保険者に過度の負担が生じないよう保険者の意見を十分聴取すること。また、医療費の増加に確実に対応できるよう、定率負担金等、新たな公費の投入など国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。さらに、国からの確定係数に基づく納付金額の提示時期を早めること。
- (8) 国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の還付加算金の算定については、保 険者に帰責事由がない場合、公平性の観点から市民税と同じく算定の始期を還付申告がなされた日 の翌日から一月を経過する日の翌日となるよう法改正等の改善を図ること。
- (9) 市町村の一般会計からの法定外繰入金や繰上充用を解消するための支援策を講じるとともに、国庫負担割合の引上げ及び算定方法の見直しなどの財政基盤の拡充・強化について、実効性のある措置を講じること。さらに、国民健康保険法に負担割合が明示されている府県支出金について、国の責任において負担割合を引き上げること。
- 3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
- (1) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、令和元年 10 月に廃止される低所得者に対する保険 料軽減の特例措置について、被保険者の負担増にならないよう、国の責任において財政措置を講じ ること。
- (2) 後期高齢者医療制度について、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、制度改正

に係るシステム構築・改修等に対して十分な財政措置を講じること。

- (3) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者に過度の負担とならないよう十分な配慮を行うこと。また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期周知するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって自治体の財政負担が過重とならないよう、国庫負担割合を引き上げるなど、必要な財政措置を講じるとともに、介護保険制度の円滑な運営に必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。
- (1) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財政措置を講じること。また、平成27年度から保険料の低所得者軽減が段階的に実施され、平成31年度においても段階的な拡大が予定されているが、なお一層低所得者対策を強化するとともに、介護保険サービス利用料についても、国の責任において、財政措置も含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。さらに、第1号被保険者の保険料の負担割合の見直しを図ること。
- (2) 介護保険制度における第1号被保険者の保険料や高額介護サービス費の算定方法については、世帯概念を用いている方式を改め、本人の所得のみを基準とした方式に改めること。
- (3) 訪問介護における生活援助の時間区分の見直しがなされたが、利用者に必要なサービスが確保できるよう必要に応じ改善策を講じること。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について地域の実情に応じた介護報酬単価の見直しを行うこと。
- (4) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場における慢性的な人材不足の改善のため、介護職員の待遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。また、山村振興地域等における介護職員確保のための補助金の新設等を図ること。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い自治体の財政や事務の負担が増大しており、国の責任において負担軽減に向けた措置を講じるとともに、地域支援事業における上限額を撤廃すること
- (6) 一億総活躍社会の実現に向けた、介護離職者・特養待機者の解消に向けた取組として 2020 年代初 頭までに約 12 万人分増の介護サービス基盤の整備が従来の計画より前倒し、上乗せで進められてい るが、国の責任として十分な財政措置を講じること。
- (7) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修 費等の財政負担に対する支援措置を講じること。
- (8) 入所系施設の充足度の高い市町村(保険者)の介護保険料上昇の是正措置を行うこと。
- (9) 介護給付費負担金の別枠での調整交付金の財源を確保すること。
- (10) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者に対する負担軽減措置を講じること。また、ユニット型個室を利用する低所得者の負担軽減制度を強化すること。
 - 5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間、円滑かつ安定的に実施できるよう、国の責任において財源を確保すること。

また、風しんの蔓延を防止するために示された平成30年12月13日付「風しんに関する追加的対策骨子」の実施に伴う費用負担については、市町村に財政負担が生じることのないよう国の責任において必要な財源を確保すること。

次の項目については、特段の措置を講じること。

- (1) おたふくかぜ、ロタウィルスワクチンの接種及び成人用肺炎球菌ワクチン(条件付再接種)も定期接種として位置付けること。
- (2) 医師の確保・混合ワクチンの開発・住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、接種費用については、国の責任において、委託単価算出のた

めの指針を示すこと。

- (3) 感染症対策特別促進事業(結核対策特別促進事業)について補助申請額全額を確保すること。
- 6. 妊婦健康診査の公費負担について、引き続き十分な財政措置と未受診者の解消及び産後の健康管理費等も含む検査内容の拡大を図るとともに、制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症について、その検査、治療の保険適用や補助制度の創設等、必要な公的支援措置を講じること。
- 7. がん対策の一層の充実を図り早世予防につなげるため、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業及び新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を講じること。また、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な法整備及び財政措置を講じること。さらに、職場等でのがん検診の受診歴を自治体で把握できる仕組みを構築すること。
- 8. 国の責任において、乳幼児・子ども医療費及びひとり親家庭医療費について無料化を含む助成制度を創設するとともに、子どもの医療費負担軽減措置の充実と対象年齢の拡大を図ること。
- 9. 国内の均衡ある医療提供体制の確保について、医師を適正配置する仕組みを国の責務として構築するとともに、医師確保が困難な地域に対しては、都道府県域を超えた需給調整システムや医師派遺体制等も含め、地域の実情を考慮した実効ある施策を緊急に展開すること。併せて、医師・看護師の確保のため、住宅整備、労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。また、自治体が行っている公的病院への助成に関する特別交付税措置について、特別交付税ではなく、安定した財政支援制度を創設すること。
- 10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進について、円滑かつ安定的に実施できるよう国の責任において母子保健事業における財源確保を行い、補助拡大等の措置を講じること。

3 社会福祉・公的扶助制度等について

- 1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
- (1) 児童手当について、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するとともに、認定請求時及び現況届時における被用者確認などについて、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取組が行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
- (2) 児童扶養手当について、所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うととも に、児童扶養手当と障害基礎年金の併給が可能となるよう福祉施策の充実を図ること。また、児童 扶養手当給付費における国庫負担割合の見直しを図ること。
- (3) 地域における子育で支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じるとともに、民間保育所の保育士等の処遇改善のため、施策の充実を図ること。児童養護施設等については、「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)に掲げられた職員配置基準の引上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を行う際には、一定の経過措置を設けること。また、次世代育成支援対策施設整備交付金を増額すること。
- (4) 学校現場を取り巻く課題が複雑・困難化する中、学校教育を充実するために、教職員定数の戦略 的充実、きめ細かい対応や教育水準向上に向け以下の措置を講じること。
 - ア 通級指導や日本語指導、初任者研修指導、指導方法工夫改善加配の一部については、平成 29 年度から基礎定数化され、計画的な配置が可能になる一方、少子化の影響も受けやすくなることから、引き続き加配定数をはじめとする教職員の配置について一層の措置を講じること。
 - イ 小・中学校における特別支援学級の編制基準の引下げと、それに伴う教職員定数の改善及び特別 支援教育支援員の増員、スクールカウンセラーの充実を行うこと。
 - ウ LD、ADHD等に対するソーシャルスキルや学習を保障するための教職員等の配置及び教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の十分な予算確保や補助率の拡大等を図ること。
 - エ 加配教員による専任の特別支援教育コーディネーターの全校配置を図ること。
 - オ 小学校2年生35人学級の法制化及びその実施に必要な加配措置など、学級編制基準の見直しについて一層の措置を講じること。
 - カ 令和2年度からの小学校英語の教科化や主体的・対話的で深い学びの実現等の授業改善、新学習 指導要領への対応に加え、貧困による教育格差の解消など、喫緊の課題に対応するため、教職員 の配置及びALT増員への財政支援を含め一層の措置を講じること
 - キ 教職員の「働き方改革」の一環として、その負担軽減のための助成制度の新設等、財政支援の 拡充を図ること。
- (5) 子ども・子育て支援新制度について、認可保育所及び認定こども園への施設整備費や運営費について十分な措置を講じるとともに、今後も引き続き実施主体である自治体の負担増が生じないよう、適切な情報提供及び財政措置を講じること。また、公立認定こども園、公立保育所の耐震化などの施設整備補助金を創設すること。さらに、利用者の利便性向上のため保育時間の区分に係る制度改正の検討を行うとともに、医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するために必要な財政措置等を講じること。
- (6) ICT教育の環境整備のため「ICT教育設備整備等補助金」を創設すること。
- (7) 子どもを産み育てやすい環境を整え、少子化に歯止めをかけることが喫緊の国家的課題であるこ

とを踏まえ、質の高い幼児教育・保育を全ての子どもに保障する幼児教育等無償化については、自 治体に負担を生じさせることなく、国の責任において財源を確保するとともに、自治体の意見を反 映した制度設計を行うこと。また、更なる保育需要が見込まれることから、施設整備をはじめ、保 育人材の養成と確保や処遇改善、幼児教育・保育の質の向上策について、国の責任として早急かつ 恒久的な措置を講じること。さらに、無償化の実施方法、財源確保策及び費用負担について早期に 明示するとともに、保護者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することも 考慮し、十分な各種支援措置等を講じた上で実施すること。

- (8) 平成 28 年の児童福祉法等の改正や平成 30 年の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の 策定により児童虐待防止対策における市町村の役割と業務量が増大していることを踏まえ、対応体 制強化のため専門職配置に係る財政措置、研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅 支援方策の提示など、総合的な支援措置の充実を図ること。また、学校、警察、保育所、医療機関等 の連携の重要性に鑑み、関係省庁が協力して各機関の理解促進と市町村との緊密な連携が図られる よう必要な措置を講じること。
- 2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。
- (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう、食事提供体制加算の恒久化を含め報酬額の水準確保を図るとともに、福祉サービスの支給量の上限を定めること。また、グループホームをはじめとした障害者福祉サービスの基盤整備に係る適正な財政措置を講じるとともに、既存住宅の障害者グループホームへの転用について、建築基準法の運用基準を明確にすること。さらに、計画相談支援については、十分な報酬額・人材養成経費・人員基準の要件緩和など必要な措置を講じるとともに、サービス等利用計画については、案の有無を支給決定の要件としないこと。なお、市町村長が行っている計画相談支援事業所(特定相談支援事業者)の指定については、都道府県知事・指定都市等の市長が行うこと。
- (2) 自立支援給付事業及び地域生活支援事業の実施について、自治体及び利用者の負担増にならないよう、また、地域の実態を踏まえ、円滑に実施できるよう自治体間での格差が生じない等の十分な財政措置を講じること。さらに、移動支援事業・日中一時支援事業、地域活動支援センター事業及び日常生活用具給付事業については、自立支援給付事業に含め義務的経費として財源を確保すること。
- (3) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、車両ごとの指定を止めて、 障害者本人を指定する方法に改める等、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者 への指導を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、身体障害者手帳所持者・療育 手帳所持者と同様に、鉄道・バス運賃等割引制度の適用を図ること。また、補聴器の交付基準・修 理基準について、聴覚障害者の実情に合った基準とするとともに、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴者の補聴器購入及び人工内耳の修理、買替えについても、補装具費の 支給制度において対応すること。さらに、日常生活自立支援事業の充実・強化を行うとともに、精 神障害者相談員制度を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定して創設すること。加 えて、NHK受信料減免制度について、障害者及び自治体の負担が軽減されるようNHKと協議を 行い、手続きの改善を図ること。
- (4) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
- (5) 制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るため自治体と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
- (6) 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保 や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。また、早期療養を実施す るため、発症要因の更なる究明を図ること。さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

- (7) 重度障害者等通勤対策助成制度について、事業者だけでなく障害者個人にも対応可能な制度とすること。
- (8) 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設を都道府県が設置するよう措置を講じること。
- (9) 手話言語法の制定及び電話リレーサービスの制度化を図ること。
- (10) 障害児通所給付費等の支給について、支給日数の基準の設定、保護者負担の上限額の引上げ、報酬単価の引下げを行うこと。もしくは、国庫負担割合を引き上げること。
- (11) 重度障害者等への医療費助成について、全国一律の制度を創設すること。
- 3. 生活保護制度の抜本改革について、次のとおり特段の措置を講じること。
- (1) 生活困窮者自立支援法に係る事業の実施について、十分な財政措置を講じるとともに、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正実施推進事業)について、国の責任において全額国庫負担とすること。また、生活福祉資金貸付制度の充実、強化を図ること。
- (2) 生活保護は憲法が保障する制度であることから、人件費及び訪問に必要な経費を含む経費を全額 国が負担すること。
- (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、査察指導員の人件費補助や報告書類の簡素化及び生活保護システム・レセプト管理システムのオンライン化に伴うシステム全般の経費も補助対象とすること。
- (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有の容認要件を緩和すること。
- (5) 生活保護受給者が高齢化等により成年後見制度を利用する場合の後見人への報酬に対する扶助を 新設すること。
- (6) 平成 30 年度改正の生活保護実施要領においてエアコン設置費用扶助の対象外となっている受給者についても、国の責任でエアコン設置の扶助を行うこと。また、受給者に対してエアコンの使用を躊躇することのないよう所要の措置を講じること。
- 4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、国の補助金額は自治体の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。
- 5. 貧困状態にある子どもへの教育機会を保障するため、篤志家の寄附・贈与による教育資金贈与信託・公益信託を容易化する制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。
- 6. 日本学生支援機構における無利子貸付(第1種奨学金)の対象者拡大及び事業費の増額を図るとと もに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援や給付型の奨学金制度の拡充を図ること。

4 都市基盤の整備促進等について

- 1. 地域の活性化を図り、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
- (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備に当たっては、暫定2車線供用区間の4車線化の 促進や沿接未利用地の積極的な活用をはじめ、交通利便性等を活かしたプロジェクトの実施を行う など、地域の実情等を十分に勘案し、必要な財政措置を講じ早期に完成させるとともに、国の直轄 権限事業推進のため自治体が実施する地籍調査事業への支援のための制度の拡充及び必要な予算 を確保すること。また、地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化、及び 維持可能なネットワークを形成するため、地域の実情に応じた新しい交通システムの導入に向け、 必要な制度を構築すること。さらに、地域社会の発展と慢性的な渋滞を解消するための道路整備に ついては、災害対応、渋滞対策等地域の実情を十分勘案し、長期安定的に道路整備が進められるよ う道路関係予算の総額を確保するとともに新たな財源の創設を図ること。
- (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進に当たりクラスターの整備促進に向けた積極 的な取組及び新駅設置に伴う J R の早期複線化・高速化をはじめとするアクセス路線等の整備に対する支援措置。
- (3) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援措置。
- (4) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
- 2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう、道路整備財源を安定的に確保すること。また、地域の活性化と発展のため、重要な社会基盤である地域鉄道(第三セクターを含む。)やバス路線、コミュニティバス(地域巡回バス)、デマンドタクシーなどが公共交通として機能するよう運転手確保策をはじめとする包括的な支援体制を確立するとともに、補助金制度の拡充及びこれまで以上の技術的・財政的支援を図ること。
- 3. 水道未普及地域の簡易給水施設整備に対する財政支援制度を創設すること。
- 4. 下水道の普及拡大、整備促進や更なる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目 について特段の措置を講じること。
- (1) 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公的役割に鑑み、管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新に係る国費負担について、確実に継続すること。また、未普及地域の整備を促進するため、対象事業範囲を拡大し、補助率を引き上げるとともに、必要な事業費を確保すること。
- (2) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備推進事業に対する財政措置の拡充を図ること。
- (3) 近年、大型台風等による雨水不明水が原因の汚水溢水被害が頻発していることから、自治体により実効性のある下水道事業の不明水対策が推進されるよう、社会資本整備総合交付金の補助制度を 拡充し、自治体が実施する不明水に関する調査及び対策工事等を補助対象とすること。
- (4) 小規模施設 (コミュニティプラント施設) における基幹改良事業に対する交付要件の緩和を図ること。
- 5. 安全で安定した水道水の供給と地震等災害時の水道機能の確保を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全性強化等について、補助率の引上げなど十分な財政措置を講じるとともに、補助対象事業の条件緩和や拡充、企業債発行における公的資金枠の確保と大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。また、経営統合後の上水道事業における高料金対策に要する経費に対する繰出金について、基準の緩和により拡充するとともに、統合した区域に対し、発行した地方債について、簡易水道事業債に相当する交付税措置の適用や過疎対策事業債・辺地対策事業債の対象とすること。さらに、水道事業の経営健全化のため、生活基盤施設耐震化等交付金

及び水道施設耐震化等事業について、国予算の十分な確保及び採択基準の撤廃や交付率の引上げを 図るとともに、起債の借換制度の条件緩和を図ること。また、将来にわたる経営維持に向け、地方 の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。加えて、工業用水道事業補助金については、現 在の単年度補助採択ではなく、複数年での補助採択を復活するとともに、採択に係る事業評価は各 事業体の地域特性や実情を考慮すること。

- 6. 公共性の高い貴重な資源である地下水の保全を図るため、揚水規制、水質管理の徹底など行政指導が行えるよう法整備を図るとともに、専用水道の設置者及び利用者に対する負担制度の創設など、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
- 7. 特定多目的ダムの供用開始後に要する費用の利水者負担額の軽減を図ること。また、集団移転等対象地域の多大な犠牲を払ったにも関わらず、国の政策転換などによりダム建設事業の中止が決定された場合、事業主体である国は、ダム事業の補償としての地域振興策や中止に伴う代替事業としての治水・瀬切れ対策等の実施について、現行制度にとらわれることなく国の責任においてスピード感を持って適切かつ誠意ある対応を講じるとともに、ダム建設事業の中止に伴い地域整備協議会で取りまとめられている実施計画についても、今後の改訂事項も含め地域住民の意向に沿って確実に実施すること。
- 8. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
- 9. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、自治体が真に必要とする道路・下水 道施設の整備、更新等における都市基盤整備や災害対策を計画的かつ効率的に実施するなど、地方 創生を着実に進めるため、対象(ブロック塀等の除去、新設、改修を含む。)の拡大と十分な財政措 置を講じるとともに、老朽化した社会資本の維持管理・更新等に対し確実に財源を確保し、恒久的 な制度とすること。
- 10. 大都市圏からの大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費に対する助成制度を創設すること。
- 11. 社会体育施設・文化施設の改修等に係る財政支援措置を拡大すること。さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による波及効果は、地方にとっては大いに期待するところであり、地方創生の観点等から、スポーツ施設等の機能強化に係る支援制度を創設すること。
- 12. 無電柱化の推進が図れるよう、市町村の負担を軽減するための総合的かつ積極的な支援を図ること。

5 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

- 1. 南海トラフ巨大地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を推進するため、ハード・ソフト両面における一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
- (1) 日本海側の原子力発電所に大きな影響を与える地震及び津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、日本海地震・津波プロジェクトの早期完了を図ること。また、国土強靭化を目的としたエネルギーセキュリティ・インフラ向上のため、日本海と太平洋側を結ぶ「広域ガスパイプライン」の整備について、国が主導的な役割を発揮するとともに、都市間幹線パイプラインインフラ整備のため必要とする有望なLNG受入基地については、国レベルの整備計画として位置付けること。
- (2) 地域防災計画の見直し、ハザードマップの整備、防災拠点施設の整備、防災行政無線等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。
- (3) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。また、公立学校施設の非構造部材の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図るとともに、エレベーター設置事業やトイレ改修等に係る学校施設環境改善事業について、財政支援の拡充と事業計画の推進に十分な予算の確保を図ること。とりわけブロック塀については、早急な耐震化等のための補助率の嵩上げと補助対象の拡大及び起債への交付税措置を行うこと。さらに、公立保育所の耐震化について補助制度を創設すること。また、バリアフリー化や既存のごみ焼却炉の撤去等、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、児童生徒の安全を守る立場から必要な財政支援を行うこと。
- (4) 地震及び津波の被害を確実に防ぐため、防潮(波)堤並びに防潮水門について、計画期間内でできるだけ早急な整備等や老朽化した井堰及び護岸の整備・全面改築のための財政措置を講じるとともに、津波から逃げ切るためのソフト面の対策についても講じること。
- (5) ため池等整備事業や地震災害等による地すべり・急傾斜地崩壊対策に係る財政措置の拡充を図ること。
- (6) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨による河川等の氾濫、洪水から住民を守るため、河川整備基本方針を見直すとともに抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備を促進し、堰堤築造などの砂防事業・治山事業・総合治水対策への財政措置の拡充や採択要件の緩和、民間事業者への税制上の優遇措置の要件緩和を図ること。さらに、土砂災害警戒区域指定の手続きの簡素化や調査・事務作業への支援の拡充、土砂災害特別警戒区域におけるハード対策の計画的な実施、区域内の居宅を建て替える際の移転に関する支援制度の拡充及び区域外の農地に居宅を建て替える際の農地法の転用許可の緩和など、総合的な対策について十分な財政措置を講じること。また、「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和するとともに、「被災者生活再建支援法」の適用基準については、「半壊・一部損壊」「床上浸水」などの世帯及び竜巻のような局所的な災害でも甚大な被害を受けた世帯についても対象とすること。
- (7) 緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業の拡充を図り、総枠を増額すること。また、平成31年度創設される緊急自然災害防止対策事業債を継続するとともに、頻発する大規模自然災害に対し、被害の軽減及び災害後の迅速な復旧につながる社会基盤の整備促進のための財源確保を図ること。
- (8) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団への支援として消防団員の安全確保のための装備充実、機動力強化等に関わる具体的な財政措置を講じること。
- (9) 阪神・淡路大震災災害援護資金貸付金について、所得把握ができない行方不明の借受人についても償還免除対象とすること。また、平成27年4月22日内閣府通知に基づく基準の判定式による免除の取扱いを認めるとともに、相続人調査は相続順位第1位までとすること。さらに、令和2年度においても多数の未償還者が存在する見込みであり、各市から国・県への返済について償還期限を延長すること。加えて、償還事務に係る被災自治体への補助金の制度化を図るとともに、償還免除

対象の客観的な判断を行うため、国から全国の自治体に対し災害援護資金に係る所得照会等の協力 要請を行うこと。

- 2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。
- (1) 原子力発電所については、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査が逐次行われ、再稼働に向けた準備が進められて既に再稼働に至っている原子力発電所もあるが、国において自治体の地域防災計画の実効性について、早期に検証を行い災害発生時の対応がより的確に行われるよう支援するとともに、周辺部を含めた関係自治体と住民に対し、審査内容、エネルギー政策、緊急時対応等について十分な説明を行い、その理解を得てから国の責任において判断を行うこと。また、原子力防災学習会等による住民への防災意識の普及啓発、小中高の各学校における原子力防災教育の充実や避難訓練等の実施など、国が積極的に地域防災力向上のための仕組みを設けること。
- (2)「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ)における住民の避難先や避難に必要な各種交通手段の確保と避難経路となる主要幹線道路や港湾施設等のインフラ整備による避難対策、モニタリングカーの追加配備等によるモニタリング体制の強化、避難退域時検査場所の整備や確保、通報体制等の整備など、原子力防災対策には国が主体となって取り組み、最大限の支援措置を講じること。併せて、原子力事業者と自治体との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うとともに、安全協定については、新規制基準適合に伴う稼働等に関し、UPZ 圏内の周辺自治体の事前了解を必要とする協定が締結されるよう電力事業者に働きかけること。さらに、広域避難の受入自治体に対しても、避難住民の受入に即応的な態勢が図れるよう、TV会議システムの導入等通信設備網の整備、避難所運営物資の備蓄拡充に係る財源対策を講じること。また、原子力発電所に近接する自治体においても、適切な財源対策を講じること。なお現在、原子力防災対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ 圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。
- (3) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、迅速に除染するための研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施方策を確立すること。また、高レベル放射性廃棄物処分場を早期に建設し、不要に蓄積される廃棄物に対する住民の不安を払拭すること
- (4) UPZ 圏外であっても、UPZ 圏内の自治体と同様または準じた地域防災計画を策定している自治体 については、UPZ 圏内に準じた措置を講じるとともに、UPZ 圏外における緊急時モニタリングなど を行う国の体制を早急に整備すること。
- (5) 地域の実情を踏まえた UPZ 圏内における安定ョウ素剤の配布方法及び体制、服用事故や副作用等の責任の明確化について検討を行うとともに、服用の必要性や副作用について国民に周知すること。また、医療従事者、特に医師不足が深刻である地域における安定ョウ素剤の迅速かつ的確な配布体制を確立すること。さらに、原子力防護資機材について、早急に適切な財源対策を講じること。
- (6) 複合災害など不測の事態に備え、陸・海・空路など、具体的な避難手段の確保や災害時の道路啓開などの支援を講じること。また、早急に脆弱な避難道路の改良、拡幅、バイパス化、延長などのインフラ整備の促進を図るとともに、自治体が行うインフラ整備に対し、更なる財政支援を行うこと。
- (7) 再稼働に際して、同意を求める自治体の範囲や関与のあり方など、包括的な法的枠組みを整備すること。PAZ 区域を有し、住民避難訓練など立地自治体と同様の対策を講じている自治体に法令上の「同意権」を付与すること。
- 3. 電力の安定供給確保及び再生可能エネルギーの利用拡大について、次の対策を講じること。
- (1) 電力の安定供給確保に向け、国は責任を持って対処すること。

- (2) バイオマス利活用施設への交付税措置のある新たな地方債を創設するとともに、バイオガス発電について、収集から処理に係る費用の交付税措置などランニングコストへの支援を行うこと。
- (3) 新たな国内エネルギーとして注目されているメタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
- 4. 平成 25 年の台風 18 号、平成 26 年 8 月豪雨、平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、由良川全流域の堤防未整備区間の整備及び小規模河川等の内水対策(河道掘削・排水ポンプ設置・排水ポンプ車増車・排水機場整備など)について、早期の対応・支援を行うこと。また、台風 18 号では桂川や宇治川・木津川流域及びその他河川においても甚大な被害が生じており、各市が行う生活再建支援や復旧・復興について万全の対策を行うとともに、これら河川の溢水・氾濫防止並びに堤防強化・河道掘削及び小規模河川等の内水対策について、早期対応・支援を行うこと。さらに、平成 30 年の台風 21 号による高潮被害における土運船等の漂流原因を究明するとともに漂流防止対策を推進すること。
- 5. 防災・安全交付金の準用河川に対する総合流域防災事業(準用河川改修事業)の総事業費の上限 緩和及び地震・高潮対策河川事業の対象河川の拡充を図ること。

6 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

- 1. 地球温暖化防止対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
- (1)「第五次環境基本計画」に掲げる「地域循環共生圏」を創造するための具体的な施策や制度を示すとともに、その推進に当たっては市町村の意見を十分に反映し、支援策を講じること。また、従前からの温室効果ガスの排出削減に向けては、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の推進に必要な財政措置の拡充を図ること。
- (2) 国土保全・水源涵養・温暖化防止・景観形成など森林が持つ多面的機能を維持するための財源を 確保するとともに、里山の保全機能を維持するための竹林の整備・活用に係る支援措置を行うこと。 また、国内産木材の利用を推進するため、公共施設等の木造・木質化に対する財政支援を行うこと。
- (3) バイオディーゼル燃料の利用を推進するため、軽油混合時の軽油引取税の免税を行うこと。
- (4) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、「PM2.5 に関する総合的な取組」に基づく精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律で周知制度が運用されるよう、迅速に整備すること。また、地球環境問題については、国家間の協議のみでなく、自治体が行う他国友好都市などとの連携・協力の取組に対しても、必要な支援を行うこと。
- 2. 地方の港における大型客船の受入れのため、安心・安全な港湾機能の確保に向けた環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
- 3. 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた自治体の取組を支援すること。また、企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地の造成や整備、さらに、アクセス整備や誘致企業に対する助成等の財政負担に対して支援の充実を図ること。
- 4. 消費税が令和元年 10 月に 10%に引き上げられることが予定される中、景気対策となるインフラ 整備を優先かつ計画的に取り組み、増税後に不況が生じることのないよう対策を実施すること。
- 5. 鳥獣被害防止総合対策交付金 (緊急捕獲活動支援事業) について、十分な財政措置を講じること。
- 6. 強風や豪雨による自然災害が原因で、桃のせん孔細菌病が多発し、収穫期を迎えた果実に甚大な被害を及ぼすことから、特効農薬と耐病性のある品種の早期育成について、積極的に開発するなど対策を講じること。
- 7. 各種法令に基づく申請・申告書類等の法定様式化(様式の統一)を図ること。
- 8. 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。一方で、不適切な残土投棄について、業者のモラル向上と適正な残土処分が実現できるよう、法整備を図ること。
- 9. 廃棄物処理施設について、循環型社会形成推進交付金の予算確保により制度の安定化を図るとともに、整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。また、施設の解体工事については、多くの自治体が新施設稼動後に既存施設を解体撤去しているため交付対象とならないことから、全ての解体工事が交付対象となるよう必要な制度の拡充を図ること。さらに、海岸漂着ごみ(台

風災害等を含む)の回収・処理及び処理施設整備についても、必要な財政措置を講じること。

- 10.「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にし、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。また、リサイクル費用について、販売時費用回収方式(前払式)または製品価格上乗せ(内部化)を実施すること。併せて、プラスチック製容器包装の分別収集のあり方について、自治体の負担が軽減されるよう、より簡素なリサイクル制度を構築すること。
- 11. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本的 方針等を策定すること。
- 12. 市民が安心して消費生活相談ができるよう、地方消費者行政強化交付金(推進事業)を自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置とするとともに活用期間の制限を廃止すること。
- 13. 地域活性化に向けた道路整備及び橋梁・道路等の老朽化対策として、次の措置を講じること。
- (1) 橋梁の修繕・架替工事及び橋梁以外の道路構造物の修繕工事が円滑に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の安定的な確保を図るとともに、従前どおり市道舗装修繕(舗装構成一層)に対し同交付金を充当すること。
- (2) 点検コストの削減措置を図ること。
- (3) 公共施設の老朽化対策を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債について、期間延長等を 含め、地方債による長期的な支援を行うこと。また、事業債の対象に公用建物も加えるなどの拡充 や、活用する際の要件緩和、除却事業に係る交付税措置等、財政措置を講じること。
- (4) 学校施設の老朽化対策及び特別に支援を要する児童生徒に対応する施設整備等について、財政支援の充実を図るとともに、長寿命化改良事業について、補助対象事業費の下限額を引き下げること。また、学校施設の大規模改修や空調設備導入等に関し、学校施設環境改善交付金における配分基礎額の見直しや、補助単価・補助率等の引上げ等の財政措置の拡充を行うこと。
- 14. 老朽化土地改良施設(農業用取水堰)の改修について、採択要件が緩和され、受益者負担がより 小さい補助事業を創設すること。
- 15. 受動喫煙防止対策を強化・推進するため、各自治体が制定している路上喫煙や歩行喫煙を禁止する条例に基づき、独自の基準により認証・掲示している禁煙施設等表示について、認証基準やデザインを全国で統一し、誰もが一目で認知できるようにすること。
- 16. 平成 30 年度に改正された出入国管理法に基づく外国人労働者の受入れについて、制度設計及び 運用を自治体に丸投げすることなく、国の責任において早急に実施するとともに、働き先が東京一 極集中とならない設計とすること。また、受け入れる労働者の生活支援に必要な施策を自治体とと もに検討し、責任を持った制度の構築及び予算措置を行うこと。